

# 日本図書館協会認定司書審査内規

2014年8月7日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、公益社団法人日本図書館協会(以下、「協会」という。)が定める「日本図書館協会認定司書審査規程」(以下、「規程」という。)に基づき、審査の細則について必要な事項を定めるものとする。

(審査の回数及び審査チーム)

第2条 審査は、原則として年1回行う。

2 審査会は、申請者1名ごとに、委員の中から3名で審査チームを編成する。

(審査チームの構成)

第3条 審査チームは、主査1名と副査2名で構成する。

(審査チームの審査)

第4条 審査チームは、合議制により申請書類の審査要件の充足の有無について審査する。

2 審査チームは、審査に必要があった場合には、照会又は書類の再提出を求めることができる。

(勤務経験年数及び月数)

第5条 規程第12条第3号及び第14条第1項第2号における勤務経験の期間には、申請時の年度の末日までの見込みを含むことができる。なお、1か月に満たない場合には、15日以上を繰り上げて1か月とする。

(長期休業等の期間の取り扱い)

第6条 規程第6条第3項、第8条第2項、第12条第3号から第6号まで、第14条第1項第2号から第5号まで及び内規第7条の算定において、出産、育児又は介護その他やむをえない事由による長期休業等の期間があるときは、当該期間についてそれぞれの条文にある期間に加算することができる。

2 上記の算定を適用する者は、申請時に長期休業等の証明書類を添付しなければならない。

(勤務経験月数の補正)

第7条 規程第12条第3号における勤務経験が10年以上とは、それぞれの勤務図書館に別表1「勤務経験月数の補正」に記載するすべての補正種別についてその該当する補正係数を乗じて得られたものの総和が120以上であることとする。

2 規程第12条第3号における申請時において過去10年間のうち少なくとも5年とは、図書館法第2条に定める図書館(以下、「2条図書館」という。)又は図書館法第2条に定める図書館に相当する図書館(以下、「2条図書館相当施設」という。)における勤務経験が、別表1「勤務経験月数の補正」に記載するすべての補正種別についてその該当する補正係数を乗じて得られたものの総和が60以上であることとする。

3 規程第14条第1項第2号における認定証交付の日以降、2条図書館又は2条図書館相当施設における勤務経験を5年以上有するとは、勤務経験が、別表2「勤務経験月数の補正(更新)」に記載するすべての補正種別についてその該当する補正係数を乗じて得られたものの総和が60以上であることとする。ただし、対象種別「図書館法上の図書館」(補正係数1.00)については、その該当する補正係数を乗じて得られたものの総和が12以上含まなければならない。

(図書館法第2条に定める図書館に相当する図書館)

第8条 規程第12条第3号及び第14条第1項第2号の図書館法第2条に定める図書館については、『日本の図書館』(日本図書館協会)の収録対象に基づき、審査会の判断により認めるものとする。

る。

2 規程第 14 条第 1 項第 2 号の図書館相当施設については、別表 2 に基づくものとする。

(研修等のポイント数)

第 9 条 規程第 12 条第 4 号及び第 14 条第 1 項第 3 号における「一定の研鑽を重ねること」については、別表 3「研修の受講経験，講師経験，社会的活動等のポイント数」に記載するポイント数の合計が 20 以上であることとする。

(著作)

第 10 条 規程第 12 条第 5 号及び第 14 条第 1 項第 4 号における著作については、以下のすべてを満たすこととする。

(1) 以下のいずれかであること。

ア 申請に当って執筆したオリジナルの著作。

イ 申請時までの 10 年以内に公開された図書，雑誌記事・論文，報告書等であって，単独著作，又は担当部分が明確に特定できる分担著作。

ウ その他審査会が著作と認めるもの。

(2) 単一又は複数（5 点以内）の著作の文字数の合計が，8,000 字以上であること。なお，複数の著作については，それぞれが一定の著作として成立するものであること。

(3) 図書館の業務，運営等図書館経営に資する内容を含むこと。ただし，勤務する図書館の単なる事例紹介は除く。

(4) 文章に論理的な整合性があること。

(申請書類の書式)

第 11 条 規程第 13 条及び第 14 条第 2 項に掲げる申請書類の書式については，審査会が当該年度の審査の申請募集に先立ち，これを定め，公表するものとする。

附 則

1 この内規は，2014 年 8 月 7 日から施行し、日本図書館協会認定司書審査会内規は廃止する。

2 この内規の改廃は，審査会の議決による。

3 この内規は，2015 年 9 月 25 日から施行する。

4 この内規は，2016 年 8 月 26 日から施行する。

別表1 勤務経験月数の補正

補正種別	対象（勤務先）	補正係数	備考
勤務先補正	図書館法第2条に定める図書館	1.0	
	日本図書館協会認定司書審査内規第8条で図書館法第2条に定める図書館に相当するとされている図書館		
	国立国会図書館	0.5	
	学校図書館法に定める学校図書館		
	大学設置基準，短期大学設置基準，大学院設置基準，高等専門学校設置基準に定める図書館		
	専修学校設置基準に定める図書館		
上記以外で，根拠法令・条例を有し，主として一般公衆に対してサービスを提供している図書館	-	必要に応じて審査会で決定する。一般公衆へのサービスが主要なものであるか，さらに公共性の程度に基づき，審査会が決定する	
地方議会図書室			
勤務時間補正	上記のいずれにも該当しないが一般公衆に対してサービスを提供している図書館	-	図書館準備室担当になる，あるいは図書館を所管する部署で図書館担当として業務を担当するなど，図書館への明確な関わりが必要。図書館業務との関係性・類似性に基づき，審査会が決定する
	上記以外の図書館		
勤務時間補正	勤務期間における平均勤務時間が週30時間以上，もしくは年間勤務時間が1,500時間以上図書館に勤務している者	1.0	
	勤務期間における平均勤務時間が週30時間未満であり，なおかつ年間勤務時間も1,500時間未満である図書館に勤務している者	右の計算で得られた値	1週間当たりの平均勤務時間もしくは，年間勤務時間を50で除した数値（小数点第3位を四捨五入）のいずれか大なる数値を30で除し，小数点第3位を四捨五入して得られた数値
兼務補正	図書館業務に専任の者	1.0	
	兼務があっても図書館業務に従事している時間が週30時間以上，もしくは年間勤務時間が1,500時間以上である者		
兼務補正	兼務があり，図書館業務に従事している時間が週30時間未満であり，なおかつ年間勤務時間も1,500時間未満である者	右の計算で得られた値	1週間当たりの平均勤務時間もしくは，年間勤務時間を50で除した数値（小数点第3位を四捨五入）のいずれか大なる数値を30で除し，小数点第3位を四捨五入して得られた数値

別表2 勤務経験月数の補正（更新）

補正種別	対象		補正係数	備考
	対象種別	対象（勤務先）		
勤務先補正	図書館法上の図書館	図書館法第2条に定める図書館 日本図書館協会認定司書審査内規第8条で図書館法第2条に定める図書館に相当するとされている図書館	1.00	
	その他の図書館	国立国会図書館	0.75	一般公衆へのサービスが主要なものであるか、さらに公共性の程度に基づき、審査会が決定する
		学校図書館法に定める学校図書館 大学設置基準、短期大学設置基準、大学院設置基準、高等専門学校設置基準に定める図書館		
		専修学校設置基準に定める図書館		
		上記以外で、根拠法令・条例を有し、主として一般公衆に対してサービスを提供している図書館		
	地方議会図書室 上記のいずれにも該当しないが一般公衆に対してサービスを提供している図書館			
	上記以外の図書館	-	一般公衆へのサービスが主要なものであるか、さらに公共性の程度に基づき、審査会が決定する	
	図書館以外	地方公共団体が設置したまたは設置しようとする図書館の関連業務	0.75	図書館準備室担当になる、あるいは図書館を所管する部署で図書館担当として業務を担当するなど、図書館への明確な関わりがあることが必要。 図書館業務との関連性・類似性に基づき、審査会が決定する
		地方公共団体の業務	0.5	
勤務時間補正	勤務期間における平均勤務時間が週30時間以上、もしくは年間勤務時間が1,500時間以上図書館に勤務している者		1.0	
	勤務期間における平均勤務時間が週30時間未満であり、なおかつ年間勤務時間も1,500時間未満である図書館に勤務している者		右の計算で得られた値	1週間当たりの平均勤務時間もしくは、年間勤務時間を50で除した数値（小数点第3位を四捨五入）のいずれか大なる数値を30で除し、小数点第3位を四捨五入して得られた数値
兼務補正	図書館業務に専任の者 兼務があっても図書館業務に従事している時間が週30時間以上、もしくは年間勤務時間が1,500時間以上である者		1.0	
	兼務があり、図書館業務に従事している時間が週30時間未満であり、なおかつ年間勤務時間も1,500時間未満である者		右の計算で得られた値	1週間当たりの平均勤務時間もしくは、年間勤務時間を50で除した数値（小数点第3位を四捨五入）のいずれか大なる数値を30で除し、小数点第3位を四捨五入して得られた数値

\* 勤務先補正、勤務時間補正及び兼務補正の補正係数を全て乗じた数値が0.5を下回った場合、0.5として申請する。  
ただし、勤務先補正の対象種別「図書館以外」の場合はその限りではない。

別表3「研修の受講経験，講師経験，社会的活動等のポイント数」

	活動の種類		ポイント数
i)	研修(*1)の 受講経験	半日(2～3時間程度)	+1(*2)
		全日(4～6時間程度)	+2(*2)
ii)	講師経験	i)に規定される研修の講師経験	講習受講で獲得するポイントの2倍を 上限に内容に応じて審査会が決定
		司書課程もしくは関連諸領域講義 科目の講師経験	担当科目単位数の3倍を上限に 内容に応じて審査会が決定
iii)	社会的活動	図書館関連団体(*3)の役職経験	1期(2年)で6ポイントを上限に活動期 間・ 団体規模・内容に応じて審査会が決定
		上記以外の図書館振興のための 社会的活動	活動の内容に応じて審査会が決定(*4)
iv)	単位・学位取 得	大学院における図書館情報学関 連の 単位・学位等取得	+1～+20 (内容に応じて審査会が決定)
v)	学協会活動	学協会の研究大会での口頭発 表， 実践報告発表等	内容に応じて審査会が決定
vi)	その他	その他研修修了の認定に資するも の	審査会が申請に基づき内容に応じて決 定

\*1 図書館法第2条にいう図書館の業務に関わる研修であること。

\*2 当該研修の8割以上の時間を受講していること。

\*3 図書館法第2条にいう図書館に関連する団体であること。

\*4 個人的な奉仕活動は含まない。図書館の専門的職員として有する専門性を活かした活動であること。